

徳島県規則第二十四号

徳島県税条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年三月二十九日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県税条例施行規則の一部を改正する規則

徳島県税条例施行規則（昭和二十五年徳島県規則第七十六号）の一部を次のように改正する。

第一条の七第二項中「第六条の八第二項」を「第六条の七第二項」に改める。

第二十五条の七第三項及び第二十五条の九第三号中「乗務記録」を「業務記録」に改める。

附則第四項中「六百五十万円（）」の下に「乗車定員三十人以上の同項に規定する路線バス等のうち、道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者が同法第五条第一項第三号に規定する路線定期運行の用に供する自動車（空港法（昭和三十一年法律第八十号）第二条に規定する空港又は同法附則第二条第一項の政令で定める飛行場を起点又は終点とするもので府令附則第四条の十一第四項に規定するものに限る。）にあつては八百万円、」を加え、「同項」を「法附則第十二条の二の十三第二項」に、「二百万円」を「二百万円」に改める。
様式第一号の十二を次のように改める。

様式第1号の12（県民税の賦課状況報告書）その1（第1条の10関係）

年 月 日

徳島県 東部県税局長 殿
徳島県 総合県民局長

年度 個人の県民税の賦課状況報告書（当初）

徳島県税条例第20条の10第1項の規定により、次のとおり報告します。

市町村長

1 納税義務者数

区 分	均等割のみ ①	所得割のみ ②	退職所得の 所得割のみ	均等割及び 所得割 ③	合計 ①+②+③ ④	森林環境税
納 税 義 務 者 数						

2 住民税総額

区 分	県 民 税		市 町 村 民 税		合 計	
	普通徴収	特別徴収	普通徴収	特別徴収	普通徴収	特別徴収
均 等 割 a						
うち超過課税分						
所 得 割 b						
小 計						
退 職 所 得 の 所 得 割 c						
計						
本年度課税における翌年度収入額	/		/		/	
前年度課税における本年度収入額						
課 税 額 計						
退職所得を除く課税額（特定按分率用）	ア				イ	
課 税 額 合 計						

3 森林環境税総額

区 分	森 林 環 境 税	
	普通徴収	特別徴収
税 額		
本年度課税における翌年度収入額	/	
前年度課税における本年度収入額		
課 税 額 計		
課 税 額 合 計	ウ	

4 加算金

区 分	県 民 税 金 額	市 町 村 民 税 金 額	合 計	
			件数	金 額
過少申告加算金				
不申告加算金				
重 加 算 金				

5 特定按分率

県民税（令和6年度以降課税分） ア / (イ+ウ)		森 林 環 境 税 ウ / (イ+ウ)	
------------------------------	--	------------------------	--

県民税（令和5年度以前課税分） ア / イ	
--------------------------	--

(注) 小数点以下の位を (イ+ウ) の額の桁数の次の位に達するまで算出すること。

(注) 小数点以下の位を イの額の桁数の次の位に達するまで算出すること。

6 減免額（県民税）

減 免 額	人 数	均等割額	所得割額
全 額			
一 部			

7 免除額（森林環境税）

免 除 額	人 数	税 額
全 部		
一 部		

様式第1号の12（県民税の賦課状況報告書）その2（第1条の10関係）

年 月 日

徳島県 東部県税局長 殿
徳島県 総合県民局長

年度 個人の県民税の賦課状況報告書（確定）

徳島県税条例第20条の10第2項の規定により、次のとおり報告します。

市町村長

1 納税義務者数

区 分	均等割のみ ①	所得割のみ ②	退職所得の 所得割のみ	均等割及び 所得割 ③	合計 ①+②+③ ④	森林環境税
納 税 義 務 者 数						

2 住民税総額

区 分	県 民 税		市 町 村 民 税		合 計	
	普通徴収	特別徴収	普通徴収	特別徴収	普通徴収	特別徴収
均 等 割 a						
うち超過課税分						
所 得 割 b						
小 計						
退 職 所 得 の 所 得 割 c						
計						
本年度課税における翌年度収入額	/		/		/	
前年度課税における本年度収入額						
課 税 額 計						
課 税 額 合 計	ア				イ	

3 森林環境税総額

区 分	森 林 環 境 税	
	普通徴収	特別徴収
税 額		
本年度課税における翌年度収入額	/	
前年度課税における本年度収入額		
課 税 額 計		
課 税 額 合 計	ウ	

4 加算金

区 分	県 民 税 金 額	市 町 村 民 税 金 額	合 計	
			件数	金 額
過少申告加算金				
不申告加算金				
重 加 算 金				

区 分	県 民 税	市 町 村 民 税	合 計
均 等 割 額 計 a			
所 得 割 額 計 b + c			
合 計			

5 確定按分率

県民税（令和6年度以降課税分） ア / (イ+ウ)		森 林 環 境 税 ウ / (イ+ウ)	
------------------------------	--	------------------------	--

県民税（令和5年度以前課税分） ア / イ	
--------------------------	--

(注) 小数点以下の位を(イ+ウ)の額の桁数の次の位に達するまで算出すること。

(注) 小数点以下の位をイの額の桁数の次の位に達するまで算出すること。

6 減免額（県民税）

減 免 額	人 数	均等割額	所得割額
全 額			
一 部			

7 免除額（森林環境税）

免 除 額	人 数	税 額
全 部		
一 部		

様式第一号の十四及び様式第一号の十五を次のように改める。

様式第1号の14（県民税の滞納状況報告書）（第1条の12関係）

年 月 日

徳島県東部県税局長 殿
 徳島県 総合県民局長

年度 個人の県民税の滞納状況報告書

徳島県税条例第20条の10第3項の規定により、次のとおり報告します。

市町村長

確定按分率		県民税（令和6年度以降課税分）				県民税（令和5年度以前課税分）				森林環境税				市町村民税 滞納相当額	森林環境税 滞納相当額	
区分	滞納額	合計 件数	徴収猶予 中の税額		換価の猶 予中の税 額		滞納処分 の停止中 の税額		財産差押 中の税額		徴収嘱託 中の税額		交付要求 及び参加 差押中の 税額			その他の 税額
			税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数
現 年 課 税 分	本 税															
	加 算 金	過少申告加算金														
		不申告加算金														
		重加算金														
	計															
滞 納 繰 越 分	本 税															
	加 算 金	過少申告加算金														
		不申告加算金														
		重加算金														
	計															

滞納繰越分 年度別内訳

年度	本 税															
	加 算 金	過少申告加算金														
		不申告加算金														
		重加算金														
	計															
年度	本 税															
	加 算 金	過少申告加算金														
		不申告加算金														
		重加算金														
	計															

備考 件数は、納税通知書又は特別徴収税額の通知書1通を1件として計算すること。

徳島県 東 部 県 税 局 長 殿
徳島県 総 合 県 民 局 長

年 月 分 個人 県民税の徴収状況報告書

徳島県条例施行規則第1条の13の規定により、次のとおり報告します。

市町村長

按分率種別											
区分	前月までに納付又は納入のあつた県民税、市町村民税及び森林環境税に係る徴収金額の累計額	本月に納付又は納入のあつた県民税、市町村民税及び森林環境税に係る徴収金額	前月までに納付又は納入のあつた県民税、市町村民税及び森林環境税に係る徴収金額の累計額	前月までの既払込徴収金額の累計額	本月分として県に払い込むべき県民税に係る徴収金額	左記③のうち、県民税に係る払込過不足清算額	左記③のうち、森林環境税に係る払込過不足清算額及び控除等の額	本月に県に払い込む県民税に係る徴収金額	本月に県に払い込む森林環境税に係る徴収金額	本月に県に払い込む県民税及び森林環境税に係る徴収金額の合計額	本月までに払い込んだ県民税及び森林環境税に係る徴収金額の合計額
	①	②	①+②	③	④ (②×県民税按分率)	⑤	⑥	⑦ (④+⑤)	⑧ (②×森林環境税按分率+⑥)	⑨ (⑦+⑧)	⑩ (③+⑨)
現年課税分	本税										
	延滞金										
	加算金	過少申告加算金									
		不申告加算金									
		重加算金									
計											
滞納繰越分 (令和6年度以降)	本税										
	延滞金										
	加算金	過少申告加算金									
		不申告加算金									
		重加算金									
計											
滞納繰越分 (令和5年度以前)	本税										
	延滞金										
	加算金	過少申告加算金									
		不申告加算金									
		重加算金									
計											
合計											
按分率		県民税 (令和6年度以降課税分)				県民税 (令和5年度以前課税分)			森林環境税		

滞納繰越分 年度別内訳 (令和6年度以降課税分)

区分	前月までに納付又は納入のあつた県民税、市町村民税及び森林環境税に係る徴収金額の累計額	本月に納付又は納入のあつた県民税、市町村民税及び森林環境税に係る徴収金額	前月までに納付又は納入のあつた県民税、市町村民税及び森林環境税に係る徴収金額の合計額	前月までの既払込徴収金額の累計額	本月分として県に払い込むべき県民税に係る徴収金額	左記③のうち、県民税に係る払込過不足清算額	左記③のうち、森林環境税に係る払込過不足清算額及び控除等の額	本月に県に払い込む県民税に係る徴収金額	本月に県に払い込む森林環境税に係る徴収金額	本月に県に払い込む県民税及び森林環境税に係る徴収金額の合計額	本月までに払い込んだ県民税及び森林環境税に係る徴収金額の合計額
	①	②	①+②	③	④ (②×県民税按分率)	⑤	⑥	⑦ (④+⑤)	⑧ (②×森林環境税按分率+⑥)	⑨ (⑦+⑧)	⑩ (③+⑨)
年度	本税										
	延滞金										
	加算金	過少申告加算金									
		不申告加算金									
		重加算金									
計											

年度	本税										
	延滞金										
	加算金	過少申告加算金									
		不申告加算金									
		重加算金									
計											

滞納繰越分 年度別内訳 (令和5年度以前課税分)

区分	前月までに納付又は納入のあつた県民税及び市町村民税に係る徴収金額の累計額	本月に納付又は納入のあつた県民税及び市町村民税に係る徴収金額	前月までに納付又は納入のあつた県民税及び市町村民税に係る徴収金額の合計額	前月までの既払込徴収金額の累計額	本月分として県に払い込むべき県民税に係る徴収金額	左記③のうち、払込過不足清算額	本月に県に払い込む県民税に係る徴収金額	本月までに払い込んだ県民税に係る徴収金額の合計額
	①	②	①+②	③	④ (②×県民税按分率)	⑤	⑦ (④+⑤)	⑩ (③+⑦)
年度	本税							
	延滞金							
	加算金	過少申告加算金						
		不申告加算金						
		重加算金						
計								

年度	本税							
	延滞金							
	加算金	過少申告加算金						
		不申告加算金						
		重加算金						
計								

備考 1 ②の欄には、現年度分に限り、その月分の徴収済額からその月に還付した還付額を差し引いた額を記載すること。
 2 按分率は、少数点以下の位を県民税の課税総額、市町村民税の課税総額及び森林環境税の課税総額の合計額の桁数の次の位に達するまで算出すること。ただし、令和5年度までに課税したものについては、少数点以下の位を県民税の課税総額と市町村民税の課税総額との合計額の桁数の次の位に達するまで算出すること。
 3 ⑤及び⑥の欄には、地方税法施行令第57条の4の2第3項及び森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行令(令和4年政令第300号)附則第4条による改正前の地方税法施行令第8条第3項の規定により過不足額を清算する月並びに森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成31年法律第3号)第14条第1項又は第3項の規定により過誤納金相当額等を控除又は加算する月に限り、記載すること。

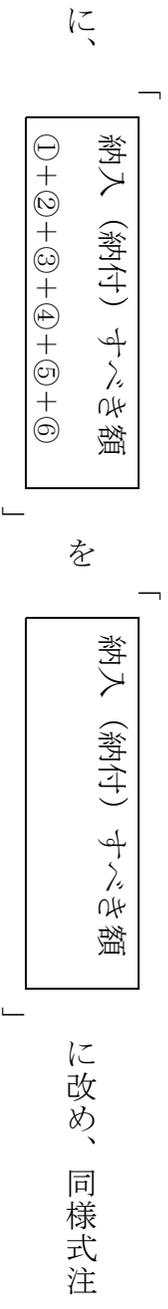
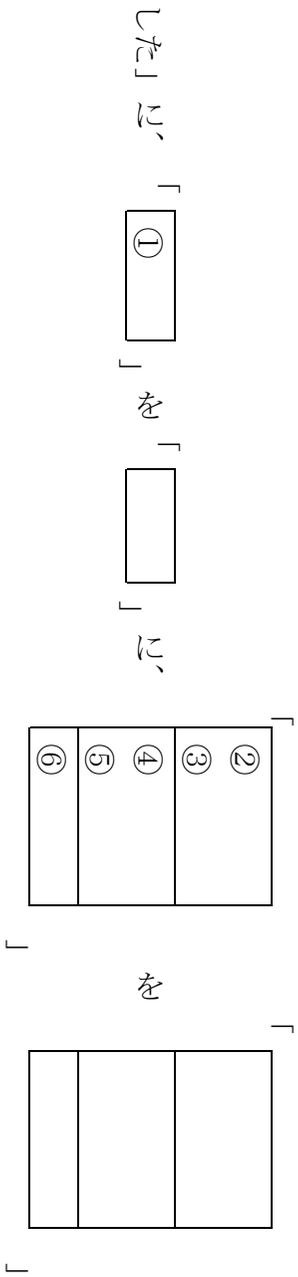
様式第一号の十七を次のように改める。

様式第1号の17（県民税の徴収取扱費計算書）（第1条の15関係）

年 月 日		
徳島県 東部県税局長 殿 徳島県 総合県民局長 市 町長 村		
県民税の徴収取扱費計算書（ 年度 月報告） 徳島県税条例第20条の12第1項の規定により、次のとおり報告します。		
区 分	算 定 基 礎	徴収取扱費
① 地方税法第47条第1項第1号の納税義務者	当初納税義務者数 $\times 3,000円 \times 1/4$	円
	納税義務者数の増減 $\times 3,000円$	円
② 歳出予算から還付又は充当した過誤納金等	(令和6年度以降課税分に係るもの) 過誤納金等の額 按分率 \times	円
	(令和5年度以前課税分に係るもの) 過誤納金等の額 按分率 \times	円
③ 還付又は充当した過誤納金等に係る還付加算金	(令和6年度以降課税分に係るもの) 還付加算金の額 按分率 \times	円
	(令和5年度以前課税分に係るもの) 還付加算金の額 按分率 \times	円
④ 納期前納付に対する報奨金	報奨金の額 按分率 \times	円
⑤ 県民税所得割額から控除することができず還付した配当割額又は株式等譲渡所得割額	/	円
合 計		円

- 備考 1 納税義務者数の増減は、当該増減に伴う清算を行う月に限り記載することとし、算定の対象となる年度の確定納税義務者数から同年度の当初納税義務者数を差し引いた数を記載すること。
- 2 ②から⑤までは、報告する月の前3月間の事実に基づき記載すること。
- 3 過誤納金等の額又は還付加算金の額は、個人の市町村民税、個人の県民税及び森林環境税に係る過誤納金等の額又は還付加算金の額を、報奨金の額は、個人の市町村民税及び個人の県民税に係る報奨金の額を記載すること。
- 4 按分率 =
$$\frac{\text{県民税の課税総額}}{\text{県民税の課税総額} + \text{市町村民税の課税総額} + \text{森林環境税の課税総額}}$$
- 按分率は、小数点以下の位を県民税の課税総額、市町村民税の課税総額及び森林環境税の課税総額の合計額の桁数の次の位に達するまで算出すること。ただし、②及び③のうち令和5年度以前課税分に係るもの並びに④については、次の按分率を用いること。
- 按分率 =
$$\frac{\text{県民税の課税総額}}{\text{県民税の課税総額} + \text{市町村民税の課税総額}}$$
- 按分率は、小数点以下の位を県民税の課税総額と市町村民税の課税総額との合計額の桁数の次の位に達するまで算出すること。
- 5 ⑤について、令和5年度以前課税分に係るものは、県民税所得割額から控除することができず、充当した配当割額又は株式等譲渡所得割額も含めること。

様式第十九号の二の五の十二中「決定」を「決定」並びに「指定した」を「指定



に、
「

納入(納付)すべき額 ①+②+③+④+⑤+⑥

」を
「

納入(納付)すべき額

」に改め、同様式注

「

納入(納付)すべき額 ①+②+③+④+⑤+⑥

」を「

納入(納付)すべき額

」に改め、同様式注

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第一条の七第二項、第二十五条の七第三項及び第二十五条の九第三号、附則第四項、様式第十九号の二の五の十二並びに様式第十九号の四の二の改正規定並びに次項及び附則第四項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の附則第四項の規定は、令和三年四月一日以後に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割について適用する。

3 改正後の様式第一号の十二その二、様式第一号の十四及び様式第一号の十五の規定は、令和六年度以後の年度分の個人の県民税の賦課徴収に関する報告について適用し、令和五年度分までの個人の県民税の賦課徴収に関する報告については、なお従前の例による。

4 改正後の様式第十九号の四の二に相当する改正前の様式第十九号の四の二による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。